

# 第84期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

**開催場所** 新潟東映ホテル 1階 白鳥の間  
（新潟市中央区弁天二丁目1番6号）

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く。）7名選任  
の件  
第3号議案 監査等委員である取締役  
1名選任の件

## 議決権の事前行使のお願い

株主の皆様のご大切な権利である議決権の行使について、書面（郵送）またはインターネットによる事前行使をお勧めしております。事前行使の際は、恐れながら、2026年6月24日午後5時30分（書面到着または入力完了）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

第84期定時株主総会招集ご通知 .....	2
《株主総会参考書類》	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件 .....	6
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 .....	11
《事業報告》	
1. 会社の現況に関する事項 .....	12
2. 会社の株式に関する事項 .....	16
3. 会社役員に関する事項 .....	17
4. 会計監査人の状況 .....	22
5. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況 .....	23
《計算書類》	
貸借対照表 .....	27
損益計算書 .....	28
株主資本等変動計算書 .....	29
個別注記表 .....	30
《監査報告書》	
会計監査人の監査報告 .....	41
監査等委員会の監査報告 .....	43

証券コード 1799  
(発送日) 2026年6月9日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

新潟市中央区八千代一丁目4番34号  
**第一建設工業株式会社**  
取締役社長 内田 海基夫

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1799/teiji/>



【当社ウェブサイト】

<https://www.daiichi-kensetsu.co.jp>



(上記当社ウェブサイトへアクセスいただいた場合は、メニューより「投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページまでの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 新潟市中央区弁天二丁目1番6号  
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び  
計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2ページに記載するインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、2ページに記載する当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<div data-bbox="303 553 444 692" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="258 707 492 775" data-label="Section-Header"> <h3>株主総会にご出席される場合</h3> </div> <div data-bbox="202 798 547 873" data-label="Text"> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> </div> <div data-bbox="341 917 408 940" data-label="Text"> <p>日時</p> </div> <div data-bbox="225 963 511 1050" data-label="Text"> <p><b>2026年6月25日（木曜日）</b> <b>午前10時</b> (受付開始：午前9時30分)</p> </div>	<div data-bbox="686 553 827 692" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="592 707 916 775" data-label="Section-Header"> <h3>書面（郵送）で議決権を行使される場合</h3> </div> <div data-bbox="583 798 928 899" data-label="Text"> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> </div> <div data-bbox="710 917 798 940" data-label="Text"> <p>行使期限</p> </div> <div data-bbox="600 963 908 1025" data-label="Text"> <p><b>2026年6月24日（水曜日）</b> <b>午後5時30分到着分まで</b></p> </div>	<div data-bbox="1064 553 1205 692" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="967 707 1301 775" data-label="Section-Header"> <h3>インターネットで議決権を行使される場合</h3> </div> <div data-bbox="960 798 1307 846" data-label="Text"> <p>4ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> </div> <div data-bbox="1088 917 1177 940" data-label="Text"> <p>行使期限</p> </div> <div data-bbox="978 963 1289 1025" data-label="Text"> <p><b>2026年6月24日（水曜日）</b> <b>午後5時30分入力完了分まで</b></p> </div>
---	---	--

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

第一建設工業株式会社 御中

××××年 ×月××日

の取  
手  
続

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

## 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「**賛**」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「**否**」の欄に○印

## 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「**賛**」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「**否**」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「**賛**」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

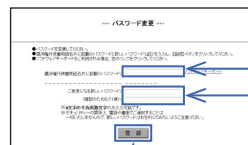
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第84期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定した配当の継続を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、金160円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、2,832,228,320円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>うちだ みきお 内田 海基夫 (1960年6月27日生)</p>	<p>2004年6月 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 設備部 部長 2007年6月 同社財務部 次長(資材) 2010年7月 同社総合企画本部 経営企画部 環境経営推進室 室長 2013年6月 同社監査部 部長 2015年6月 同社執行役員 八王子支社長 2017年6月 ジェイアールグループ健康保険組合 常務理事 2019年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長 現在に至る</p>	10,100株
<p><b>■取締役候補者とした理由</b> 内田 海基夫氏は、東日本旅客鉄道株式会社において長きにわたり鉄道事業に関わる業務に携わり、当社では2019年の代表取締役社長就任以降、将来の展開に向けた経営基盤の構築と企業価値向上に向け強いリーダーシップのもと当社の経営を担ってきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>しもやま たかし ※下山 貴史 (1965年5月9日生)</p>	<p>2006年6月 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 仙台土木技術センター 所長 2013年6月 同社鉄道事業本部 設備部(大規模改修) 次長 2016年6月 同社仙台支社 設備部 部長 2018年6月 同社鉄道事業本部 設備部(土木) 次長 2021年6月 同社監査部 部長 2024年6月 同社執行役員 水戸支社長 水戸支社鉄道事業部長 現在に至る</p>	一株
<p><b>■取締役候補者とした理由</b> 下山 貴史氏は、東日本旅客鉄道株式会社において、仙台支社の設備部長や執行役員水戸支社長を歴任するなど、長きにわたり鉄道事業に関わる業務に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ささき けんいち 佐々木 健一 (1968年7月13日生)	1989年 4月 当社入社 2015年 7月 当社仙台支店副支店長兼土木部門長 2016年 6月 当社土木本部土木部長 2017年 6月 当社執行役員土木本部長 2021年 6月 当社執行役員仙台支店長 2023年 4月 当社執行役員新潟支店長 2023年 6月 当社取締役、常務執行役員新潟支店長 現在に至る	7,600株
		<b>■取締役候補者とした理由</b> 佐々木 健一氏は、当社において長年にわたり土木業務に携わり、土木部門の責任者として土木事業の持続的成長への基盤を構築するとともに部門全体を統轄してきました。また、2021年からは支店の責任者として支店経営を担うなど、その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。	
4	はやかわ 晴彦 早川 晴彦 (1969年5月15日生)	1989年 4月 当社入社 2014年 6月 当社経営企画室長 2018年 6月 当社執行役員総合企画本部副本部長 兼経営企画部長 2019年 6月 当社執行役員新潟支店副支店長兼総務部長 2023年 4月 当社執行役員総務戦略本部副本部長 兼総務人事部長 2024年 4月 当社執行役員総務戦略本部副本部長 兼健康経営推進部長 2025年 6月 当社取締役、常務執行役員経営本部長 現在に至る	8,300株
		<b>■取締役候補者とした理由</b> 早川 晴彦氏は、当社で長年にわたり経営企画部門や総務部門に関わる業務に携わり、部門全体を統轄してきました。また、人的資本経営の一端である健康経営部の責任者として全体を統轄してきました。その豊富な知識と経験を、当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	ながさわ てつ 長澤 徹 (1973年9月21日生)	2015年6月 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 設備部工事課 課長 2018年6月 同社鉄道事業本部 設備部(土木) 課長 (鉄道防災グループリーダー) 2022年6月 同社横浜支社 設備部企画課 課長 2022年10月 同社横浜支社 鉄道事業部 設備ユニット マネージャー 2024年6月 同社新潟支社 鉄道事業部 設備ユニットリーダー 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 鉄道事業部 設備ユニットリーダー	一株
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>長澤 徹氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、これまで東日本旅客鉄道株式会社で培ってこられた鉄道事業での専門的経験から、当社の経営全般にわたり、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、主に鉄道工事に関して有益かつ的確な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、東日本旅客鉄道株式会社は、当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	いしづか 石塚 かおり (1964年4月13日生)	1987年4月 株式会社新潟放送 入社 2007年8月 佐渡観光親善大使 (現任) 2021年4月 同社 情報センター局次長 2024年4月 同社 退社 2024年5月 フリーアナウンサー (現任) 2025年6月 当社取締役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社遠藤製作所 社外取締役	一株
	<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>石塚 かおり氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、長年にわたりアナウンサーとして幅広い分野で活躍され、豊富な知識と経験を有しており、女性の視点を活かした経営に対する深い見識、女性活躍の推進、働き方改革、健康経営に関する豊富な知見を有しております。これらの知見を活かし、当社の組織活性化と多様性促進に貢献いただけるものと確信しております。</p> <p>また、これまでの経験に基づき、当社の事業戦略策定および推進において、独立した立場から客観的かつ有益なご意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>以上の理由から、石塚 かおり氏を当社の社外取締役候補者とすることが、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		
7	よしだ たけお ※吉田 丈夫 (1985年8月12日生)	2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2012年4月 株式会社クボタ入社 2016年1月 株式会社新潟クボタ入社 2018年4月 同社取締役営業本部長 2019年4月 同社常務取締役営業本部長兼海外事業部長 2020年4月 同社専務取締役営業本部長兼海外事業部長 2023年1月 同社専務取締役コーポレート本部長 2024年1月 同社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社新潟クボタ 代表取締役社長	一株
	<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>吉田 丈夫氏は、これまで株式会社新潟クボタの経営に長年にわたって携わられており、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督強化に寄与していただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長澤 徹、石塚 かおり、吉田 丈夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 長澤 徹、石塚 かおりの両氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって長澤 徹氏が2年、石塚 かおり氏が1年となります。  
当社は、長澤 徹、石塚 かおりの両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合は、両氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 吉田 丈夫氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、石塚 かおり氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任についてご承認いただいた場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、吉田 丈夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
8. 石塚 かおり氏の戸籍上の氏名は、原 かおりであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やまと たけひこ ※大和 武彦 (1956年6月29日生)	2012年3月 新潟県警察本部新潟中央警察署長 2015年3月 同本部生活安全部生活安全部長 2016年3月 同本部刑事部刑事部長 2017年4月 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部 調査役 2022年3月 同社退社 2022年6月 当社監査役 2025年6月 当社退社 現在に至る	一株
<b>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b> 大和 武彦氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、主にコンプライアンスの面において公正かつ客観的な立場から、これまで培ってこられた専門的知識と豊富な経験を当社の監査に反映することで、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- 注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
 2. 大和 武彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 大和 武彦氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 大和 武彦氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。  
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており被保険者である監査等委員である取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、国際的な経済政策の影響が残るものの、企業収益の改善を背景とした設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善、各種経済政策の効果により、緩やかに回復の動きがみられました。

建設業界におきましては、公共建設投資は政府の施策等により底堅く推移しました。また、民間建設投資は企業収益の改善を背景に堅調に推移しました。

このような状況の中で当社は、安全を最優先し、最良の総合品質の提供によりお客様満足の向上を目指すとともに、目標達成に向け、技術力の向上や厳密な原価管理等に取り組んでまいりました。

その結果、受注高につきましては、750億2千4百万円（前期比19.4%増）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が429億7千8百万円（前期比7.4%増）、建築工事が309億2千8百万円（前期比42.2%増）、不動産事業が11億1千8百万円（前期比3.8%増）であります。建設事業受注高の部門別内訳は、土木工事58.2%、建築工事41.8%であり、発注者別内訳は、鉄道工事72.0%、一般民間工事24.6%、官公庁工事3.4%であります。

売上高につきましては、600億3百万円（前期比3.4%増）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が395億9千6百万円（前期比0.3%減）、建築工事が192億8千8百万円（前期比12.1%増）、不動産事業が11億1千8百万円（前期比3.8%増）であります。建設事業売上高の部門別内訳は、土木工事67.2%、建築工事32.8%であり、発注者別内訳は、鉄道工事81.3%、一般民間工事12.9%、官公庁工事5.8%であります。

次期繰越高につきましては、443億8千3百万円（前期比51.2%増）で、その内訳は、土木工事が152億4千5百万円（前期比28.5%増）、建築工事が291億3千7百万円（前期比66.5%増）であります。

利益につきましては、営業利益が69億1千1百万円（前期比3.9%減）、経常利益が75億8百万円（前期比1.3%減）、当期純利益が52億2千3百万円（前期比0.4%減）となりました。

当期の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木工事	11,864	42,978	39,596	15,245
	建築工事	17,498	30,928	19,288	29,137
	計	29,362	73,906	58,885	44,383
不動産事業		—	1,118	1,118	—
合 計		29,362	75,024	60,003	44,383

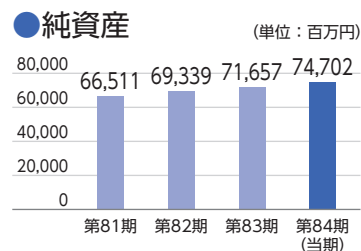
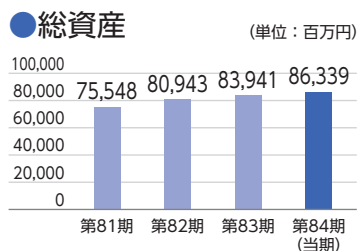
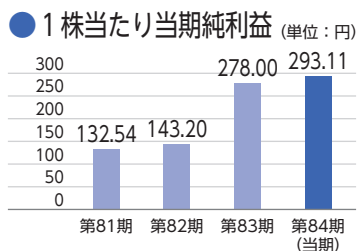
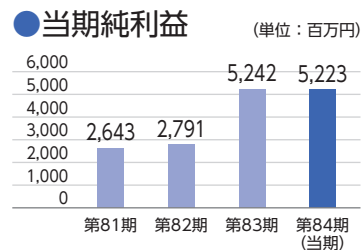
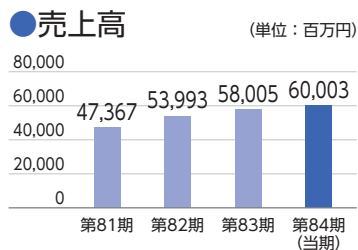
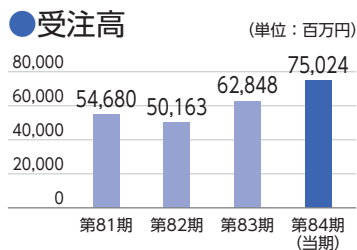
### (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は20億1千1百万円であり、このうち主なものは、賃貸用マンションの建設等によるものであります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第81期 (2022年度)	第82期 (2023年度)	第83期 (2024年度)	第84期 (当期) (2025年度)
受 注 高	54,680	50,163	62,848	75,024
売 上 高	47,367	53,993	58,005	60,003
当 期 純 利 益	2,643	2,791	5,242	5,223
1株当たり当期純利益(円)	132.54	143.20	278.00	293.11
総 資 産	75,548	80,943	83,941	86,339
純 資 産	66,511	69,339	71,657	74,702



#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際的な経済政策の動向や国際情勢の不安定化を背景としたエネルギー・原材料価格の上昇などが国内経済に及ぼす影響について引き続き注視が必要であり、先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。

建設業界におきましては、公共建設投資および民間建設投資は、中長期的には一定の需要が見込まれるものの、慢性的な建設技能者不足や作業員の高齢化、労務費・建設資材価格の高騰、石油化学製品の需給逼迫等による一部資機材の調達不安定化が見込まれるなど、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

これらに加えて、時間外労働の上限規制・地球環境問題の深刻化・健康増進を基盤とした働き方改革・スピードを上げて進化するデジタル化やAI技術の飛躍的な進展・少子高齢化への対応などは、喫緊の課題となっております。

当社は、これらの課題に対処し将来に向けて持続的に成長するために、2026年度を初年度とする『中期経営計画 変革2030（2026～2030年度）』を2026年5月13日に策定し、経営スローガンを「変革と現状打破～ルールを突破し、本質を理解し、コミュニケーションとチームワークで目指す、究極の安全と品質～」と掲げ、「4つの経営方針」を基盤としたダイナミックケイパビリティの向上を通じて「4つの変革」と「成長戦略」の推進に取り組んでまいります。

また、ESG経営を通じたSDGsへの貢献や、「資本コストや株価を意識した経営」による持続的成長と企業価値向上の実現に向け、全社一丸となって取り組んでまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

4つの経営方針	4つの変革	成長戦略
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全最優先</li><li>・顧客満足の上昇</li><li>・社員の働きがい向上</li><li>・社会からの信頼獲得</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全風土改革</li><li>・デジタル・AI変革</li><li>・社会貢献活動 (健康経営・環境経営)</li><li>・真の働き方改革</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人的資本経営</li><li>・収益力強化</li></ul>

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

親会社はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者〔（特－4）第1948号〕として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築・軌道並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔（10）第3248号〕として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関する事業を行っております。

## (7) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

本 社	新潟市中央区八千代一丁目4番34号
支 店	新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都台東区）、 長野支店（長野市）、秋田支店（秋田市）、仙台支店（仙台市宮城野区）

## (8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
924名	+5名	39.2歳	14.0年

(注) 従業員数には、執行役員10名を含んでおりますが、受入出向者98名は含まれておりません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

## (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、数年間の業績を考慮し安定的な配当の継続を重視するとともに、記念すべき節目においては経営成績や今後の事業展開等を勘案し、記念配当等により株主還元の充実を図ることを基本方針としております。

その取り組みの一環として、累進的な配当による株主還元 of 充実を継続的に行い、各年度において配当性向50%以上に加え、DOE3.5%以上を目指します。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 51,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数     | 20,858,491株 |
| (3) 株主数         | 4,157名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東日本旅客鉄道株式会社	3,632	20.52
旭調査設計株式会社	1,434	8.10
第一建設工業社員持株会	1,371	7.74
東鉄工業株式会社	511	2.89
第一建設工業互助会	463	2.61
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	441	2.49
名工建設株式会社	437	2.46
共栄火災海上保険株式会社	391	2.21
天龍製鋸株式会社	337	1.90
仙建工業株式会社	335	1.89

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,157,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	3,000株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 田 海 基 夫	執行役員社長
取 締 役	堀 山 功	常務執行役員 線路本部長
取 締 役	佐 々 木 健 一	常務執行役員 新潟支店長
取 締 役	落 合 美 喜 夫	常務執行役員 総務本部長
取 締 役	早 川 晴 彦	常務執行役員 経営本部長
取 締 役	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ 代表取締役会長
取 締 役	長 澤 徹	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 鉄道事業部 設備ユニットリーダー
取 締 役	石 塚 か お り	フリーアナウンサー 株式会社遠藤製作所 社外取締役
取 締 役 常勤監査等委員	本 田 孝	
取 締 役 監 査 等 委 員	田 宮 武 文	弁護士
取 締 役 監 査 等 委 員	常 松 伸 章	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 設備部門ユニットリーダー (企画戦略)

- (注) 1. 取締役の吉田 至夫氏、長澤 徹氏、石塚 かおり氏及び取締役（監査等委員）の田宮 武文氏、常松 伸章氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役の吉田 至夫氏及び石塚 かおり氏並びに社外取締役（監査等委員）の田宮 武文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役（監査等委員）の田宮 武文氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、取締役（監査等委員）、執行役員等（退任役員等を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、故意または重過失に起因する損害等については、填補対象外としております。
6. 当社は、常時、取締役又は使用人より業務の報告を受けるとともに、自らも日常の業務を調査し、知り得た情報を非常勤の監査等委員へ伝達することを目的に常勤の監査等委員を置いております。

## (2)取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 監査等委員を除く	154,563	113,070	33,439	8,054	10
取締役 監査等委員	15,750	15,750	－	－	3
監査役	5,700	5,700	－	－	4
合計	176,013	134,520	33,439	8,054	17
(うち社外役員)	(21,900)	(21,900)	(－)	(－)	(8)

- (注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役の報酬等には、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および新たに取締役に（監査等委員）に就任した監査役2名に対する支給額を含めております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した25,200千円（業務執行取締役25,200千円）を含んでおります。

### ②業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として賞与を支給しております。当社の業績連動報酬は、中期経営計画の数値目標の達成に向けた貢献度等を指標として、当事業年度における取締役の実績及び貢献度等を考慮して、総合的に評価を行い算出しております。

当事業年度の業績連動報酬に関連する指標は、受注高580億円、売上高570億円、営業利益62億円でありました。これに対して、受注高は達成率129.4%の750億2千4百万円、売上高は達成率105.3%の600億3百万円、営業利益は達成率111.5%の69億1千1百万円でありました。また、指標の達成状況に加えて、当社の重要課題である安全、品質、ESG経営の取り組みも評価の対象としております。

評価については、代表取締役社長が、対象となる取締役に対して面談を行い、当期の実績および貢献度を確認しております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会からの答申を踏まえてこれを決定しております。

### ③非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下、取締役））の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は事業報告「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

### ④取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役3名）です。

また、上記の取締役の報酬の額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000株を上限とすることと決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の報酬の額は、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役2名）です。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下、取締役））の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会での承認を前提として2025年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、報酬の決定に関する手続きの客観性・透明性等を確保しております。取締役の報酬の決定に関しては、指名・報酬委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、経営内容（安全・収益・ESG他）、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬等は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の各取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算出する。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬等のみを支給するものとし、業績連動報酬等は支給しないものとする。

ニ. 非金銭報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして与えるとともに、株主との価値共有を促進することを目的として、経験年数、担当職務、貢献度等に応じて算定し、年1回一定の時期に株式を支給する。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬等のみを支給するものとし、非金銭報酬等は支給しないものとする。

ホ. 基本報酬等、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

支給される各報酬の割合は、役位毎に期待される職責に応じた適切なインセンティブとなるよう考慮して決定する。

へ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が全ての報酬等の内容について委任を受けるものとする。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬に関する事項について、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとする。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 内田 海基夫氏に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にその考え方や決定プロセスの客観性について独立社外取締役と意見交換を行い、その結果を取締役に報告し、意見交換を行っております。

### (3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の吉田 至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役会長であり、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役の長澤 徹氏、監査等委員である社外取締役の常松 伸章氏の両氏は、東日本旅客鉄道株式会社の社員であり、同社は当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。

社外取締役の石塚 かおり氏は、フリーアナウンサー及び株式会社遠藤製作所の社外取締役であり、各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における活動状況

	主な活動状況
取締役 吉田 至夫	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主として経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督に努めております。
取締役 長澤 徹	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、主に鉄道工事に関して有益かつ確かな助言を行っております。
取締役 石塚 かおり	取締役就任以降開催の取締役会9回のうち9回に出席し、主としてアナウンサーとして豊富な経験や女性の視点を活かした経営に対する深い見識、女性活躍の推進、働き方改革、健康経営に関する豊富な知見と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督に努めております。
取締役 監査等委員 田宮 武文	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会9回のうち9回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
取締役 監査等委員 常松 伸章	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会9回のうち9回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査体制、監査日数と監査報酬の推移、品質管理体制、監査実施状況等を検証し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において上記体制につき、次のとおり議決いたしました。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 監査部は、定款及び社内規則に準拠して適正に職務が遂行されているか、定期的に監査を行う。
- ロ. 倫理・法令遵守委員会は、倫理・法令遵守に関するマニュアルを整備し、経営幹部及び社員に対してコンプライアンスについて社内研修を実施し、その確認により周知徹底を図る。
- ハ. 反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを企業倫理規則に定め、運用のための社内体制を整備し徹底する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行にあたり重要な文書及び情報について、当社の規則に従い適切に保存及び管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の制定及び社員研修を行う。
- ロ. リスク管理委員会は、会社の事業運営、社会的信用、人命、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合に、情報の収集、一元管理及び体制整備の初期体制を迅速に構築する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会及び経営会議を一定のサイクルで開催し、各取締役は役割分担によって相互牽制を図りながら、適宜、経営戦略の見直しを行う。

#### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規則に基づき子会社管理の担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ロ. 担当部署は、子会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
- ハ. 担当部署は、子会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 担当部署は、子会社と関係会社連絡会議を開催し、経営状況の把握や意思の疎通を図る。
- ホ. 子会社に対して、監査部による監査を実施する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査等委員会付担当者を選任する。
  - ロ. 監査等委員会付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 上記監査等委員会付担当者の処遇及び評価については、事前に監査等委員会と協議する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
  - ロ. リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会及び賞罰委員会等の活動状況を速やかに報告する。
- ハ. 重要な事項の稟議書は決裁後、速やかに供覧する。
- 二. 監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないものとする。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換する。
  - ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び監査部と適宜、情報交換を行い会社業務の適法性の確認を行う。

## (2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 監査部は、年間監査計画を作成し、内部統制監査・業務監査を実施しています。
  - ・ コンプライアンスマニュアルを刷新し、新たにコンプライアンスハンドブックを策定のうえ、社員へ周知しております。
  - ・ コンプライアンスについて、社内研修や部外講師による教育を実施しています。
  - ・ 企業倫理規則を定め、協力会社との契約約款に反社会的勢力の排除条項を設けています。
  - ・ 反社会的勢力に対する不当要求対応マニュアルを策定し、社内研修を実施しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 文書取扱規則を定め、重要な文書は、適切に保存管理を行っています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理規則を定め、社内研修を実施しています。
  - ・ 会社の事業運営等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態については、リスク管理委員会にて対応しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役会規則を定め、月1回を目処に取締役会を開催するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、月2回を目処に経営会議を開催しています。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・ 関係会社管理規則を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営本部企画部を指定しています。
  - ・ 経営本部企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、報告を受けています。
  - ・ 監査部は、年1回以上、子会社の業務監査を実施しています。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査部長を監査等委員会付担当者として選任しています。
  - ・ 監査等委員会付担当者は、監査等委員会から指示を受けた場合は、当該業務を優先しています。

- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会付担当者の処遇及び評価等は、事前に監査等委員会と協議しています。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会、賞罰委員会等は、取締役常勤監査等委員が同席しています。審議・決定事項は、監査等委員会へ報告しています。
  - ・重要な事項の稟議書は、監査等委員会に供覧しています。
  - ・監査等委員会に報告したことを理由に、不利益な扱いをしない旨を取締役会で決議しています。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員の職務執行に生ずる費用等は、速やかに処理しています。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役と適宜意見交換を行っています。
  - ・監査等委員会は、会計監査人や監査部が行う監査に立ち会う等により、適宜情報交換を行っています。

---

本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

計算書類  
貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	47,472,322	流動負債	8,652,496
現金預金	13,838,706	工事未払金	4,894,914
完成工事未収入金	30,241,128	未払金	417,659
有価証券	1,297,930	未払費用	393,071
販売用不動産	45,121	未払法人税等	1,147,425
未成工事支出金	155,051	未成工事受入金	654,173
未収入金	359,640	完成工事補償引当金	105,710
その他	1,537,874	工事損失引当金	15,510
貸倒引当金	△ 3,130	賞与引当金	800,491
固定資産	38,866,718	役員賞与引当金	26,881
有形固定資産	21,255,674	その他	196,659
建物・構築物	11,192,116	固定負債	2,983,877
機械・運搬具	5,594,442	繰延税金負債	1,619,300
工具器具・備品	243,716	退職給付引当金	504,478
土地	4,202,077	資産除去債務	427,102
建設仮勘定	23,320	その他	432,996
無形固定資産	111,118	負債合計	11,636,374
投資その他の資産	17,499,925	純 資 産 の 部	
投資有価証券	10,479,964	株主資本	67,713,718
関係会社株式	5,798,433	資本金	3,302,375
長期前払費用	310,377	資本剰余金	3,376,790
その他	912,209	資本準備金	3,338,395
貸倒引当金	△ 1,060	その他資本剰余金	38,394
資産合計	86,339,041	利益剰余金	67,038,865
		利益準備金	321,293
		その他利益剰余金	66,717,571
		買換資産圧縮積立金	149,471
		別途積立金	52,010,000
		繰越利益剰余金	14,558,100
		自己株式	△ 6,004,313
		評価・換算差額等	6,988,949
		その他有価証券評価差額金	6,988,949
		純資産合計	74,702,667
		負債・純資産合計	86,339,041

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	58,885,318	
不動産事業売上高	1,118,125	60,003,444
売上原価		
完成工事原価	48,206,620	
不動産事業売上原価	848,198	49,054,819
売上総利益		
完成工事総利益	10,678,698	
不動産事業総利益	269,927	10,948,625
販売費及び一般管理費		4,036,783
営業利益		6,911,842
営業外収益		
受取利息及び配当金	508,690	
受取保険金	72,044	
その他	18,555	599,290
営業外費用		
保険解約損	2,579	2,579
経常利益		7,508,553
特別利益		
固定資産売却益	7,069	7,069
特別損失		
固定資産売却損	501	
固定資産除却損	29,685	30,187
税引前当期純利益		7,485,435
法人税、住民税及び事業税	2,219,845	
法人税等調整額	41,691	2,261,536
当期純利益		5,223,898

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,302,375	3,338,395	3,242	3,341,638	321,293	149,578	52,010,000	11,773,682	64,254,555	△3,218,123	67,680,445
当期変動額											
剰余金の配当								△2,439,588	△2,439,588		△2,439,588
当期純利益								5,223,898	5,223,898		5,223,898
買換資産圧縮積立金の取崩						△106		106	-		-
自己株式の取得										△2,850,477	△2,850,477
自己株式の処分			35,152	35,152						64,287	99,439
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	35,152	35,152	-	△106	-	2,784,417	2,784,310	△2,786,189	33,272
当期末残高	3,302,375	3,338,395	38,394	3,376,790	321,293	149,471	52,010,000	14,558,100	67,038,865	△6,004,313	67,713,718

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,976,700	3,976,700	71,657,146
当期変動額			
剰余金の配当			△2,439,588
当期純利益			5,223,898
買換資産圧縮積立金の取崩			-
自己株式の取得			△2,850,477
自己株式の処分			99,439
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,012,248	3,012,248	3,012,248
当期変動額合計	3,012,248	3,012,248	3,045,521
当期末残高	6,988,949	6,988,949	74,702,667

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

ハ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	15年～50年
機械	6年
運搬具・工具器具・備品	5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の実績をもとにした補償見積額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(顧客との契約から生じる収益)

建設事業では、顧客との契約において受注した建設工事について、施工して引渡す義務を負っており、当事業年度末までの工事進捗部分について履行義務の充足が認められる工事については、主として一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）により収益を認識しております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね1年以内に支払いを受けております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、取得原価に算入しております。

## 2. 収益認識に関する注記

### (1) 収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	建設事業	不動産事業	計		
売上高					
土木工事	39,596,631	－	39,596,631	－	39,596,631
建築工事	19,288,687	－	19,288,687	－	19,288,687
顧客との契約から生じる収益	58,885,318	－	58,885,318	－	58,885,318
不動産賃貸	－	1,118,125	1,118,125	－	1,118,125
その他の収益	－	1,118,125	1,118,125	－	1,118,125
外部顧客への売上高	58,885,318	1,118,125	60,003,444	－	60,003,444

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	
完成工事未収入金	20,428,694
契約資産	9,803,802
契約負債	621,878

契約資産は、主に建設事業における請負工事契約について期末日時点で請負工事等が進捗しているが、未請求の対価に対する権利に関するものであり、貸借対照表上、流動資産の「完成工事未収入金」に含まれております。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、その対価は契約によって定められた時期に請求、受領しております。

契約負債は、主に工事契約の履行義務充足前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。

なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、943,588千円であります。また、契約資産及び契約負債の増減は、履行義務の充足や顧客との契約から生じた債権への振替又は前受金の受領などによるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において44,383,406千円であります。当該履行義務は、建設事業における顧客との契約において受注した建設工事に関するものであり、期末日後1年以内に約30%、残り約70%が2年目以降に収益として認識されると見込んでおります。

なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 18,716,613千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、工事原価総額の見積りは工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い、不確実性を伴うものとなります。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動等が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,730,687千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 23,156,777千円

関係会社に対する短期金銭債務 258,566千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	43,388,333千円
仕入高	3,658,202千円
販売費及び一般管理費	41,183千円
営業取引以外の取引による取引高	290,952千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

- ① 当事業年度末における発行済株式数
 

普通株式	20,858,491株
------	-------------
- ② 当事業年度末における自己株式数
 

普通株式	3,157,064株
------	------------

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,439,588	130	2025年3月31日	2025年6月26日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
2026年6月25日開催の第84期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議 (予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,832,228	利益剰余金	160	2026年 3月31日	2026年 6月26日

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

- ① 繰延税金資産  
退職給付引当金、減価償却超過額、賞与引当金、減損損失等が主な発生の原因であります。
- ② 繰延税金負債  
その他有価証券評価差額金が主な発生の原因であります。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、土木・建築の工事請負を主な事業としておりますが、これらの事業から生じる一時的な余裕資金については、主に流動性が高く且つ安全性が高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金に係るリスク管理は、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先毎の信用状況を審査の上受注し、リスク軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、主に譲渡性預金、金銭信託、株式、債券、投資信託等であり、一時的な余裕資金運用並びに純投資及び事業推進目的で保有しております。運用管理は、取引権限を定めた社内規程に基づき行うと共に、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式 その他有価証券(*1)	17,293,380	17,293,380	—
資産計	17,293,380	17,293,380	—

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	282,947

(注) 「現金預金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	13,837,832	—	—	—
完成工事未収入金	30,241,128	—	—	—
有価証券及び投資有価証券並びに 関係会社株式				
その他有価証券のうち満期の あるもの				
(1) 社債	300,000	400,000	100,000	100,000
(2) 地方債	—	—	100,000	—
(3) 金銭信託	1,000,000	—	—	—
合計	45,378,961	400,000	200,000	100,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 並びに関係会社株式 その他有価証券				
株式	14,294,638	—	—	14,294,638
投資信託	1,021,830	—	—	1,021,830
債券	—	976,911	—	976,911
金銭信託	—	1,000,000	—	1,000,000
資産計	15,316,468	1,976,911	—	17,293,380

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券、譲渡性預金、金銭信託は、取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、新潟県やその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
10,554,048	12,775,870

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	東日本旅客鉄道 株式会社	被所有 直接 20.59% 間接 なし	工事の施 工	建設工事 の請負	43,353,420	完成工事 未収入金	23,003,330

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,220円14銭
- (2) 1株当たり当期純利益 293円11銭

12. その他の注記

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

第一建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 博樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一建設工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査等委員全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

第一建設工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 本 田 孝 ㊟

社外監査等委員 田 宮 武 文 ㊟

社外監査等委員 常 松 伸 章 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場  
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間

新潟市中央区弁天二丁目1番6号

電話 025-244-7101



交通案内・JR「新潟駅」より徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。